

航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：内藤 晃 〒144-0041東京都大田区羽田空港1-6-5 第5綜合ビル5階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163

航空機整備の現場負担の軽減と効率化に向けて前進！

～シンガポールとのBASA締結！！～

3月26日（木）、日本とシンガポールにおいて、「航空機の装備品等の整備に関する技術取決め」（整備施設に関するBASA※）が締結されました。

2020年5月から、日本またはシンガポールの航空局の検査を受けた整備施設は、相手国の航空局による検査を受けることなく、航空機の装備品等の整備を行うことが可能となり、日本にとってはカナダに次いで2か国目となります。

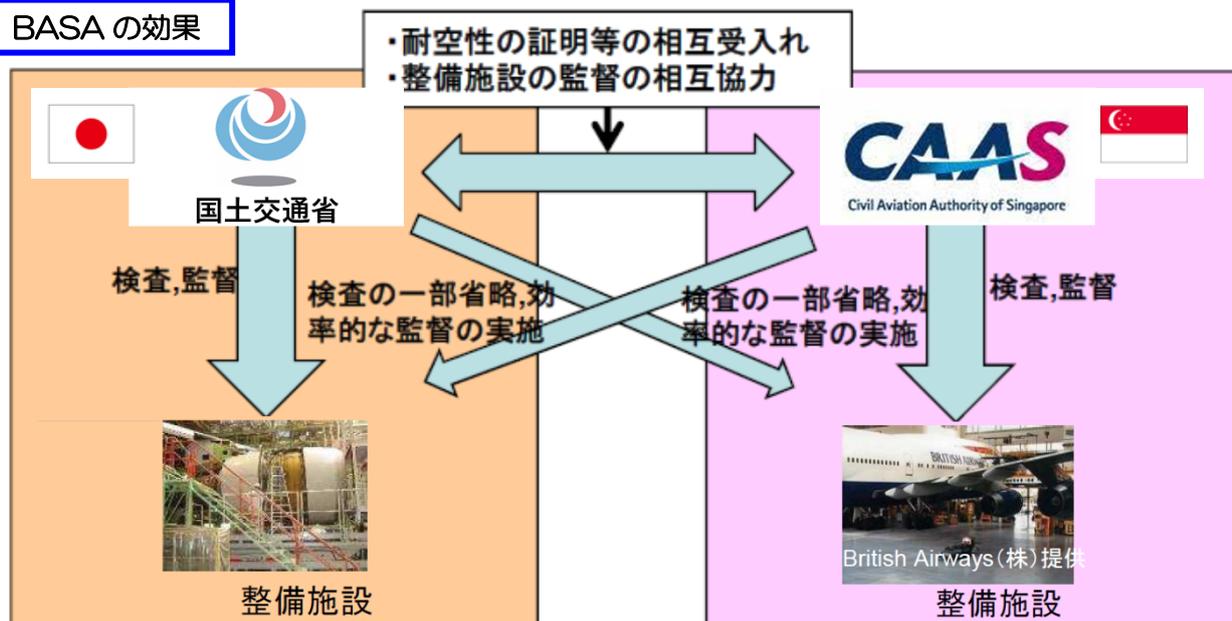
これにより、日本の航空産業の発展や、該当する国内整備認定事業場の効率的な事業運営による整備コストの軽減等に寄与することが期待されます。

航空連合は、現在協議が進められている米国や欧州とのBASA締結に関して、引き続き実現に向けて取り組んでいきます。

※BASA (Bilateral Aviation Safety Agreement) :

航空安全に関して、相手国が行う安全性に係る検査・認証等の相互受け入れ、相手国と協力した安全監督の実施等によって、当局による重複検査等を可能な限り避けるなど、効率的な安全監督を可能とする二国間協定のこと。

BASA の効果



出典：国土交通省航空局資料を航空連合にて一部編集